

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 526

平成21年 7月 21日(火曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

税務会計

収入減から生活費確保の必要性 ネット系副業収入で月平均4万円

不景気、雇用調整、収入減などの理由から正社員の副業(アルバイト)を認める会社が増えている。その手段は様々としても、月額にしてどの程度稼げるものなのか、2つのアンケート結果には「収入減」「ネット系ビジネス」という目的・手段で共通項が出ている。

ソフトバンク・ヒューマンキャピタルは30~40代の中堅社員対象に、「今副業を行なっている人」「行なっていない人」400人から回答を得た。今行なっている人で多かった副業の種類は、FXなどの投資、ネットオークション、アフィリエイトで合わせて75.5%。1ヵ月あたりの平均収入は4万37円、年額約50万円とわかった。行なっている人の96.5%は「今後も継続したい」。行なっていない人の56.5%は「今後副業をしたい」と答えた。そのうち「やりたい副業」としてネット系ビジネスを挙げた。

日本経済新聞社の読者アンケート(有効回答数3,906)では、「副収入ある」が30%、そのうち月額収入は5,000円未満が約33%、5,000円以上~3万円未満約37%、3万円以上~10万円未満約22%だった。副業の種類としては、ネットのアンケート調査や懸賞、株式投資などの資産運用、ネットオークション、アフィリエイトなどが挙げられた。

しかし、ネットには危険が潜む。まず第一に挙げられるのが、個人情報流出の恐れ。そして、「内職商法」といわれる詐欺まがいの落とし穴にも細心の注意が必要だ。

注意が必要、みなし譲渡損失特例 適用されない一般口座保管の株式

未曾有の“上場企業倒産ラッシュ”となった2008年に続き、2009年も上場企業の倒産が散発している。上場企業が倒産した場合のその株式に係る税務上の取扱いは、法人が所有する上場株式の場合、その上場会社が倒産して清算手続きなどにより株式の価値を失ったときは、簿価を法人の損金に算入することができる。

一方、個人が所有する上場株式の場合、以前は無価値化しても損失はなかったものとみなされていたが、2007年4月1日以降に特定口座内に保管されている上場株式は、「みなし譲渡損失の特例」を適用することが可能になった。

特定口座に保管している上場株式が倒産して上場廃止となって、特定管理口座に移管され、その後清算手続きなどで無価値化した場合には、簿価を譲渡損とみなして、分離譲渡所得の金額から控除できる。

このみなし譲渡損失は、その年限りで、翌年以降への繰越控除の適用はない。また、この特例措置は、特定管理口座で保管されている特定管理株式に限られ、一般口座や自宅などで保管されているタンス株は対象とはならない。

通常は、一般口座に入れておいても、所有する株式が倒産して管理ポスト入りした段階でわずかな株価で売却して株式の譲渡損を出すのだが、それを忘れて上場廃止となってしまうと、一般口座の場合は譲渡損失として他の株式等の譲渡益と通算することができなくなるので注意したい。

今週のキーワード

内職商法

「特定商取引法」で「業務提供誘引販売取引」として規制されている販売方法。例えば業者が仕事を斡旋するので、自宅で簡単に収入が得られると勧誘し、消費者にその仕事用の商品やサービスを購入させ、実際は代金を払ってもほとんど仕事がないといったもの。東京都消費生活総合センターによると、特にネット関連の副業に関する相談が増え、07年度の相談件数は05年度の2倍に達した。電話勧誘ははっきり断り、インターネットは気軽にクリックしないなどの用心が必要。